

令和 2 年度

# 図書館要覧

日高市立図書館

## 目 次

1	日高市立図書館の概要	1
1-1	沿 革	
1-2	施 設	
2	令和元年度図書館運営計画	6
2-1	基本方針	
2-2	重点施策	
2-3	令和2年度予算（当初予算）	
2-4	令和2年度事業計画	
3	図書館資料	9
3-1	蔵書数（雑誌は除く）	
3-2	雑 誌	
3-3	新 聞	
3-4	その他	
4	令和元年度図書館利用状況	12
4-1	貸出冊数及び貸出者数	
4-2	月別貸出状況	
4-3	曜日別及び一日平均貸出状況	
4-4	登録者数・利用者数	
4-5	予約・リクエスト受付件数	
4-6	相互貸借冊数	
4-7	レファレンス件数	
4-8	コピー件数・枚数	
4-9	図書館サービス指標（個人）	
4-10	広域利用状況（埼玉県西部地域まちづくり協議会）	
4-11	広域利用状況（川越都市圏）	
4-12	貸出ベスト	
5	令和元年度図書館行事	20
6	視聴覚ライブラリー利用状況	24
6-1	教材・機材の保有数（令和元年度末）	
6-2	利用状況（令和元年度）	
7	条例・施行規則	25

# 1 日高市立図書館の概要

- (1) 名 称 日高市立図書館  
(2) 所 在 地 〒350-1231 埼玉県日高市大字鹿山370番地20  
JR高麗川駅から徒歩7分  
電話 042(985)5121 FAX 042(984)1081  
E-mail [tosyokan@city.hidaka.lg.jp](mailto:tosyokan@city.hidaka.lg.jp)  
(3) 市の面積 47.48km<sup>2</sup>  
(4) 人 口 55,590人 (令和2年4月1日現在)  
男 27,666人 女 27,924人  
(5) 世帯数 24,236世帯  
(6) ホームページ <https://www.lib-hidaka.saitama.jp/>

## 1-1 沿革

- |       |    |                                      |
|-------|----|--------------------------------------|
| 昭和57年 | 4月 | 日高町立図書館開館(土曜日のみ開館)                   |
| 昭和58年 | 4月 | 図書館専任職員1人配置                          |
|       | 5月 | 開館日を火・木・土曜日に変更                       |
| 昭和59年 | 6月 | 移動図書館を庁用ライトバンで運行開始<br>移動図書館駐車場 10か所  |
| 昭和60年 | 5月 | 開館日を火・木・土・日曜日に変更                     |
|       | 7月 | 移動図書館車を購入「かわせみ号」と命名<br>移動図書館駐車場 21か所 |
| 昭和61年 | 4月 | 職員1人増員 専任職員2人で図書館運営                  |
|       | 5月 | 開館日を火～日曜日に変更                         |
|       | 7月 | 移動図書館駐車場 31か所                        |
| 昭和62年 | 5月 | 配本連絡車開始 町内公民館及び地域文庫に定期配本<br>巡回       |
|       | 9月 | 新館の設計開始                              |
| 昭和63年 | 3月 | 新館の設計終了                              |
|       | 4月 | 専任館長1人 職員2人増員                        |
|       | 8月 | 新館建設工事着工                             |
| 平成 元年 | 4月 | 係長1人 職員1人増員 計7人                      |
|       | 5月 | 新館完成                                 |
|       | 8月 | 新館開館(12日)<br>生涯学習センター式典及び記念事業        |

			(旧図書館は分室)
			図書館電算システム導入
平成	2年	4月	移動図書館駐車場 22か所
			視聴覚ライブラリーの貸出業務を図書館で開始
		12月	国立国会図書館の図書館間貸出制度に加入
平成	3年	4月	利用者端末機設置
		5月	職員1人増員 計8人
		10月	市制施行
平成	4年	3月	分室廃止 施行規則改正
		4月	視聴覚ライブラリー業務が図書館に移管
		6月	対面朗読サービスの開始
平成	5年	3月	リサイクル図書コーナーの設置
		5月	洋書コーナーの設置
		10月	移動図書館車の更新
平成	6年	2月	漫画コーナーの設置
		4月	職員1人増員 計9人
			飯能市との広域利用(試行)の開始
		10月	楽譜コーナーの設置
平成	7年	4月	職員1人増員 計10人
		10月	図書館電算システムの更新
平成	9年	7月	川越都市圏内(川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町・毛呂山町及び越生町)公立図書館の相互利用の開始
平成	10年	4月	職員1人減員 計9人
平成	11年	4月	個人貸出の館外利用を5冊以内から10冊以内に変更
		10月	早稲田大学所沢図書館が地域開放 (所沢・狭山・入間・飯能・日高の5市民へ)
			移動図書館駐車場 11か所(1か所減)
平成	12年	3月	「布の絵本」の貸出し開始
		4月	市史編さん業務が図書館に移管
			埼玉女子短期大学図書館が日高市民に開放
		6月	日高市立図書館での市刊行物(市史)の販売開始
		10月	図書館電算システムの更新
平成	13年	4月	職員1人減員 計8人
			国民の祝日の臨時開館開始(日曜日と重なる日のみ)
		9月	図書館ホームページ開設
平成	14年	4月	係長1人増員 職員1人減員 計8人

		移動図書館駐車場 10か所 (1か所減)
	7月	インターネット閲覧専用端末2台設置
	12月	開館時間延長の開始 (試行) (毎週水曜日のみ、午後6時まで)
平成15年	4月	職員1人増員 計9人 職員の勤務時間一部変更 (開館時間延長の当番は1時間時差出勤)
		移動図書館駐車場 9か所 (1か所減)
		ブックスタートの開始 (保健相談センターの4か月児健康診査時)
平成16年	4月	開館時間の一部変更 (水曜日は午前9時から午後6時まで)
		移動図書館駐車場 11か所 (2か所増)
	10月	飯能市日高市図書館広域利用協定の締結
平成17年	10月	図書館電算システムの更新
平成18年	4月	移動図書館駐車場 9か所 (2か所減)
	11月	開館時間の変更 (試行) (10日) (火～金曜日は午前9時30分から午後6時まで、土・日曜日は午前9時30分から午後5時30分まで)
平成19年	4月	職員1人減員 計8人 開館時間の変更 (火～金曜日は午前9時30分から午後6時まで、土・日曜日は午前9時30分から午後5時30分まで)
		移動図書館駐車場 8か所 (1か所減)
	9月	移動図書館の運行廃止
	10月	インターネットによる貸出予約及び蔵書検索開始
	11月	城西大学水田記念図書館と相互協力の締結
平成20年	4月	職員1人減員 計7人
平成22年	4月	読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰受賞
	10月	図書館電算システムの更新
平成25年	7月	モバイルサイトを開設 携帯電話からの資料検索可能
	11月	DVDの貸出開始
平成27年	10月	図書館サポート事業 (雑誌スポンサー制度) 開始 埼玉教育ふれあい賞受賞
平成28年	1月	読書手帳の配布を開始
	2月	図書館ホームページの更新

	4月	職員1人減員 計6人
	7月	武蔵高萩駅自由通路に「えきとしよ」を設置
平成29年	2月	図書館電算システムの更新
	3月	外壁等改修事業により、外壁をはじめトイレの改修及びエレベータの入替、ウッドデッキ(167.81㎡)及びすべり台を新設 ESCO事業により、施設全体の照明をLED化 軽トラックを架装した移動図書館車を購入
	4月	図書館サービスの拡大 ・開館日 休館日(毎月最終月曜日、年末年始、特別整理期間及び臨時休館)を除き開館 ・開館時間 午前9時から午後7時まで ・貸出場所 電話又はインターネットによる予約本の受取場所として各公民館を追加 ・返却場所 各公民館及び武蔵高萩駅返却ポストを追加 ・貸出限度冊数 1人当たり15冊(5冊増) ・本の貸出延長手続 次に予約がある本を除き、電話及びインターネットを追加 ・移動図書館車による、予約本の配送及び返却本の回収開始 窓口等業務委託開始 窓口等業務受託者による書籍消毒機の導入 職員3人減員 計3人
	7月	移動図書館車による貸出開始(1か所)
平成31年	2月	移動図書館車の貸出場所を4か所に増設
	4月	埼玉県西部地域まちづくり協議会(ダイアプラン)加入に伴い、5市(所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市)の公立図書館による相互利用の開始
令和元年	7月	移動図書館車の団体貸出場所を5か所に増加
令和2年	3月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館(3月3日(火)から5月31日(日)まで)
	4月	川越都市圏内まちづくり協議会脱退に伴い、川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・毛呂山町及び越生町と公の施設の相互利用に関する協定を締結し、図書館相互利用を継続 窓口等業務委託の更新 貸出限度冊数を1人当たり20冊に変更(5冊増)

- 5月 臨時休館中、臨時窓口設置により予約資料の受け渡しのみ実施（5月22日(金)から5月31日(日)までの9～17時）
- 6月 図書館再開（対策としてサービスを限定して開館：滞在時間30分制限、開館時間を午前9時から午後5時までに短縮等）
- 7月 制限の緩和（滞在時間120分制限に延長、開館時間を通常の午前9時から午後7時までとする等）
- 8月 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により図書除菌機（6冊用）を購入（9月末納品設置）

## 1-2 施設

複合施設	図書館・教育センター・保健相談センター (総称「日高市生涯学習センター」)
構 造	鉄筋コンクリート2階建
敷地面積	9,351.48㎡
延床面積	3,923.89㎡ (図書館専有部分 1,780.45㎡)
1階	図書室 [一般書コーナー、郷土・参考図書コーナー、 視聴覚・新聞雑誌コーナー、児童コーナー] 事務室、対面朗読・録音室、コンピュータ室、 BM作業室、BM車庫 (ウッドデッキ167.81㎡及び駐輪場67.10㎡除く)
2階	書庫、視聴覚室、会議室、研修室、学習スペース (6席)

## 2 令和2年度図書館運営計画

### 2-1 基本方針

日高市立図書館では、日高市教育行政重点施策に基づき、日高市が進めている生涯学習を市民が生きがいとして見出し、いきいきとした生活が営める、生涯にわたる自主的な学習要求に応え、「本との出会い、人との出会い」を目標に心豊かに市民の生活・文化が向上するための中心施設として図書館活動を行う。

### 2-2 重点施策

#### (1) 図書館資料の整備・充実

- ① 一般図書・児童図書の計画的収集
- ② 配本用図書の充実
- ③ 参考図書・郷土資料の整備充実
- ④ 視聴覚資料の整備充実
- ⑤ 「布の絵本」の製作及び貸出

#### (2) 図書館サービスの充実

- ① 図書館資料の利用の促進
- ② 図書館行事の充実
- ③ 障がい者サービスの推進
- ④ 図書リサイクルの実施
- ⑤ インターネットによる情報収集機会の提供

#### (3) 図書館サービス網の充実

- ① 県立図書館、近隣公共図書館との連携
- ② 公民館、学校図書館との連携
- ③ 病院、院内学級との連携
- ④ 埼玉県西部地域まちづくり協議会の5市（所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市）での図書館広域利用の推進
- ⑤ 川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町と、公の施設の相互利用に関する協定による図書館広域利用の推進



## 2-3 令和2年度予算（当初予算）

(1) 一般会計予算に占める割合 [単位 千円]

一般会計	教育費	社会教育費	図書館費	
			図書館費	資料費
18,710,000	1,744,722	400,341	88,737	10,616
100%	9.33%	2.14%	0.47%	0.06%

(2) 図書館費内訳 [単位 千円]

目	節	予算額	備 考
図書館費	報酬	49	需用費における資料費内訳 ・一般書 4,800 ・児童書 2,250 ・雑誌その他 2,632 ・視聴覚資料 934  窓口業務委託料等  電算システム等借上料
	報償費	241	
	旅費	15	
	需用費	12,139	
	役務費	673	
	委託料	70,514	
	使用料及び 賃借料	5,046	
	負担金、補助 及び交付金	53	
	公課費	7	
合 計		88,737	

※人件費、施設管理費は含みません。

## 2-4 令和2年度事業計画

月	事業内容	月	事業内容
4	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館(3/3～5/31) 発達障がい「気づき」と「可能性」映画上映とディスカッション(4/19)⇒【中止】 図書館子どもウィーク〈子ども読書週間〉(4/23～5/12) わらべうた&リミックであそぼう！(4/25)⇒【中止】 図書館映画会「金曜シネマ」(4/17)⇒【中止】	11	東京大学CAST・サイエンスショー 「科学の力で切り開け！勇者ハカセの冒険」(11/3) 企画展関連ワークショップ 「クリスマスに飾れるスターブックを作ろう」(11/8) 企画展関連基調講演「石坂洋次郎先生はよく読者に作らせた」(11/15) 企画展関連コンサート「グリム童話を聴くピアノコンサート～岩波少年文庫70年によせて～」(11/22) 図書館映画会「金曜シネマ」(11/20) 図書館サービスのアンケート(11/9～11/29)
5	○臨時休館中に予約本等貸出臨時窓口開設(5/22～5/31 9時～17時) お楽しみ★おはなしポケット(5/2)⇒【中止】 キャンドルナイトおはなし会(5/8)⇒【中止】 図書館映画会「金曜シネマ」(5/15)⇒【中止】		名作きつず★シネマ(12/26) 図書館映画会「金曜シネマ」(12/18) ビブリオバトル～冬の陣～(12/19)
6	図書館映画会「金曜シネマ」(6/19)⇒【中止】	12	児童向け工作教室「図書館 あそびの広場」(12/13) 一般向け講座「改正相続制度を知る・終活のススメ～『相続』を『争続』にしない為に～」(12/20) 年末謝恩企画「福引大会」(12/25) 先着100名
7	図書館映画会「金曜シネマ」(7/17) ビブリオトーク会(7/19)		
8	こわ～いおはなし会(8/19) ちょっぴりこわいおはなし会(8/19) 映画会「終戦記念シネマ」(8/10) 図書館映画会「金曜シネマ」(8/21) 名作きつず★シネマ(8/22) 夏休みスペシャル★おはなし会(8/1)⇒【中止】 ビブリオバトル～夏の陣～⇒【中止】	1	「本の貸出し福袋」(1/4～1/31) 図書館映画会「金曜シネマ」(1/15) 一般向け講座「俳句講座」(1/12) 一般・児童向け講座「江戸時代の切り紙「もんきり」季節の吊るし飾りを作ろう」(1/24)
9	かがくあそび「ビュンビュンはしれゴーカート」(9/13) 図書館映画会「金曜シネマ」(9/18) ホリデーヤングシネマ～映画上映「カンゴエの花」とビブリオトーク～(男女共同参画推進事業)(9/26)	2	連続児童文化講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」(2/5) 一般向け講座「野菜づくりのコツと裏ワザ」(2/9) 恐竜+SDGs講座「恐竜博士が語る 恐竜と近未来の地球とわたしたち」(2/11) 児童向け工作教室「図書館 あそびの広場」(2/21) ビブリオバトル～大人の陣～(2/ )
10	連続児童文化講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」(10/2) 企画展示「岩波少年文庫 70周年展～冒険してる？～」(9/29～11/29) 企画展おはなし会「～岩波少年文庫の楽しい世界～」(10/31) 企画展関連映画会「アルプスの少女ハイジ」(10/24) 図書館映画会「金曜シネマ」(10/16) 児童向け工作教室「図書館 あそびの広場」(10/18)	3	図書館まつり (3/7) 大人のためのおはなし会(3/9) 図書館映画会「金曜シネマ」(3/19) 名作きつず★シネマ(3/27)

- おはなしポケット・・・毎週水曜日、毎月第1土曜日
- 新着図書案内・・・図書展示及びホームページへの掲載（随時）
- 配本・・・公民館図書室等への配本（随時）
- 一般展示・・・各種文学賞、時事テーマ等（随時）
- テーマ展示・・・話題の事柄や季節、行事にちなんだ本の展示（随時）
- 学校訪問（おはなし会、ブックトーク）・・・市内各小学校、院内学級、特別支援学校へ
- チムチム・くらぶ・・・小学生対象（6月～3月不定期土曜日、8・11・1月除く）【中止】
- 録音図書作成・・・視覚障がい者向け録音図書の作成
- おすすめ本リスト発行・・・夏・冬の年2回、小学生向けリスト発行・配布
- 職場体験受入・・・中学生、高校生、大学生の受入
- 図書館見学受入・・・小学生の受入

### 3 図書館資料

#### 3-1 蔵書数（雑誌は除く）

		平成30年度末 蔵書数	令和元年度		令和元年度末 蔵書数
			受入数	除籍数	
一般書	一般図書	132,851	3,466	14,365	121,952
	参考図書	4,502	56	0	4,558
	郷土資料	6,964	89	569	6,484
	合計	144,317	3,611	14,934	132,994
児童書	児童図書	59,460	1,391	4,960	55,891
	紙芝居	1,719	31	145	1,605
	布の絵本	137	0	0	137
	パペットシアター	67	10	0	77
	エプロンシアター	26	3	0	29
	合計	61,409	1,435	5,105	57,739
図書合計		205,726	5,046	20,039	190,733
AV資料	カセット	393	0	9	384
	CD	6,202	141	19	6,324
	LD	390	0	0	390
	ビデオ	744	0	149	595
	DVD	338	49	5	382
	合計	8,067	190	182	8,075
総合計		213,793	5,236	20,221	198,808

[分類別蔵書構成比]

	一般書	児童書
0 総記	3.64%	0.90%
1 哲学	2.27%	0.56%
2 歴史	6.55%	3.33%
3 社会科学	9.23%	3.69%
4 自然科学	5.67%	9.76%
5 工業	6.26%	2.84%
6 産業	2.27%	1.51%
7 芸術	6.08%	4.04%
8 言語	1.02%	0.78%
9 文学	31.80%	5.15%
参考図書	3.43%	—
郷土資料	4.88%	—
絵本	—	34.30%
紙芝居	—	2.78%
その他	16.89%	29.95%

## 3-2 雑誌

### (1) 購入雑誌

(令和2年4月1日現在)

No.	雑誌名	保存	No.	雑誌名	保存	No.	雑誌名	保存
1	ア AERA	1	42	小説現代	3	83	メ メンズノンノ	3
2	アサヒカメラ	3	43	小説新潮	3	84	モ MOE	永
3	イ ENGLISH JOURNAL	3	44	新潮	3	85	ヤ やさい畑	3
4	ウ ウィズ(w i t h)	3	45	ス S T O R Y	3	86	山と溪谷	3
5	潮	3	46	すばる	3	87	ユ ゆうゆう	3
6	美しいキモノ	3	47	スポーツ・グラフィック・ナンバー	3	88	ユリイカ	3
7	エ 栄養と料理	3	48	SUMAI no SEKKEI	3	89	リ 陸上競技	3
8	S F マガジン	3	49	相撲	3	90	旅行読売	3
9	NHK すてきにハンドメイド	3	50	セ 世界	3	91	レ 歴史街道	3
10	NHK きょうの健康	3	51	ソ So-en 装苑	3	92	レコード芸術	3
11	NHK きょうの料理	3	52	壮快	3			
12	NHK 趣味の園芸	3	53	タ T I M E ・アジア版	1			
13	園芸ガイド	3	54	短歌	3			
14	オ オール読物	3	55	チ 中央公論	3			
15	オレンジページ	3	56	ツ つり人	3			
16	音楽の友	3	57	テ テアトロ	3			
17	カ 会社四季報	3	58	鉄道ジャーナル	3			
18	キ キネマ旬報	3	59	テニスマガジン	3			
19	ク 暮らしの手帖	3	60	天文ガイド	3			
20	クロワッサン	3	61	ニ 日経サイエンス	3			
21	群像	3	62	日経パソコン	3			
22	ケ 芸術新潮	3	63	日本児童文学	3			
23	コ 航空ファン	3	64	ニュートン	3			
24	こどもとしょかん	3	65	ノ non・no	3			
25	ゴルフダイジェスト	永	66	ハ 俳句	3			
26	碁ワールド	3	67	バスケットボール	3			
27	サ サッカーマガジンZONE	3	68	バレーボール	3			
28	サライ	3	69	ヒ B E - P A L	3			
29	サンデー毎日	3	70	ひよこクラブ	3			
30	シ J T B時刻表	1	71	フ 福祉	3	〈 児童向け 〉		
31	CDジャーナル	3	72	婦人公論	3	93	カ かがくのとも	永
32	CG(カ・グラフィック)	3	73	婦人之友	3	94	コ 子供の科学	永
33	じゃらん	3	74	武道	3	95	こどものとも	永
34	週刊朝日	1	75	プレジデント	3	96	こどものとも年少版	永
35	週刊エコノミスト	1	76	文學界	3	97	こどものとも年中向き	永
36	週刊金曜日	1	77	文藝	3	98	こどものとも012	永
37	週刊新潮	1	78	文藝春秋	3	99	タ たくさんのふしぎ	永
38	週刊東洋経済	1	79	ホ Voice	3	100	チ ちいさなかがくのとも	永
39	週刊文春	1	80	本の雑誌	3	101	テ テルミ	永
40	ジュリスト	3	81	ミュージックマガジン	3			
41	将棋世界	3	82	みんなの図書館	永			

## (2) 寄贈雑誌 (登録しているもの)

No.	雑誌名	保存	所蔵号数:年月日	No.	雑誌名	保存	所蔵号数:年月日
1	ESSE	3	2017.1～	23	飯能ペン	永	第5号:1996～2012
2	家の光	3	2017.1～	〈スポンサー雑誌〉			
3	俳句界	3	2017.1～2019.12	24	&home	3	2019.10～
4	MAMOR	3	2017.1～	25	田舎暮らしの本	3	2017.1～
5	食品と暮らしの安全	3	2017.1～	26	男の隠れ家	3	2017.1～
6	健康365	3	2017.1～	27	おとなの週末	3	2017.1～
7	with Pets	3	2017.1～	28	かぞくのじかん	3	2017.冬～
8	ちゃぐりん	3	2017.1～	29	からだにいいこと	3	2017.1～
9	皇室	3	2015.春～	30	コットンフレンド	3	2017.春～
〈郷土資料雑誌〉				31	CYCLE SPORTS	3	2017.4～
10	文芸ひだか	永	1号:1988.2.29～	32	サンキュ!	3	2017.1～
11	日高路	永	194号1982.5.1～600号2016.3	33	散歩の達人	3	2017.1～
12	ひわだの	永	191号:1984.12.31～	34	自家用車	3	2017.1～
13	高麗峠	永	35号1974.9.1～81号2011.11	35	ダ・ヴィンチ	3	2017.1～
14	かわせみ	永	9号1997.3.31～17号2011.2	36	dancyu(ダンチュウ)	3	2017.1～
15	文芸埼玉	永	13号:1975.3.31～	37	日経おとなのOFF	3	2017.1～
16	文芸川越	永	18号:1998.10.1～	38	日経ソフトウェア	3	2017.1～
17	文芸はんのう	永	1号:1981.2.25～	39	日経マネー	3	2017.1～
18	武蔵野ペン	永	31号:1982.12.1～	40	News week日本版	1	2019.1～
19	文芸さやま	永	創刊号:1997.3.1～	41	B I S E S	3	2017.早春
20	波奈美都樹 (ハナズキ)	永	No.13:1999.3.25～	42	Plus 1 living	3	2017. Spring～2019. Summer
21	響 (ヒビキ)	永	2007.11～	43	mono (モノ・マガジン)	3	2017.1～
22	文藝おごせ	永	2009.3～	44	ランナーズ	3	2017.1～

## 3-3 新聞

## (1) 購入新聞

No.	新聞名	保存	所蔵年月日	No.	新聞名	保存	所蔵年月日
1	ア 朝日新聞※	永	1944.1～1955.12 1982.4～	9	日経産業新聞	2	—
2	サ 埼玉新聞※	永	1980.7～	10	日経流通新聞	2	—
3	産経新聞	2	—	11	日本経済新聞※	永	1988.1～12 1990.6～
4	シ Japan Times	2	—	12	フ 文化新聞	永	1981.1～1982.12 1984.1～
5	週刊読書人	永	1997.10.3～	13	マ 毎日小学生新聞	2	—
6	ス スポーツニッポン	2	—	14	毎日新聞※	永	1987.4～
7	ト 東京新聞	2	—	15	ヨ 読売新聞※	永	1987.4～
8	ニ 日刊工業新聞	2	—				

※縮小版にて永久保存

## (2) 寄贈新聞

No.	新聞名	保存	所蔵年月日	No.	新聞名	保存	所蔵年月日
1	コ 公明新聞	2	—	3	シ しんぶん赤旗	2	—
2	国民民主プレス	2	—				

## 3-4 その他

- |          |         |              |
|----------|---------|--------------|
| 1 官報     | 3 厚生福祉  | 5 さいたま県議会だより |
| 2 彩の国だより | 4 広報ひだか | 6 日高市議会だより   |

## 4 令和元年度図書館利用状況

### 4-1 貸出冊数及び貸出者数

#### (1) 全館

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)
	総数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	A V資料	
30	297,105	275,369	162,083	91,914	21,372	21,736	69,185
元	273,166	254,131	151,822	83,352	18,957	19,035	63,454

※A V資料にはLDの館内視聴利用数を含む。 ※団体を含む。

#### (2) 内訳

##### ア 図書館

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)	開館 日数
	総数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	A V資料		
30	289,003	267,275	160,861	85,119	21,295	21,728	68,089	340
元	264,125	245,111	150,254	75,952	18,905	19,014	62,179	314

##### イ 団体貸出

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)
	総数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	A V資料	
30	8,102	8,094	1,222	6,795	77	8	1,096
元	9,041	9,020	1,568	7,400	52	21	1,275

#### 4-2 月別貸出状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
貸出冊数	23,381	23,951	26,246	28,577	28,321	23,887	
貸出者数(延)	5,554	5,696	6,001	6,530	6,799	5,522	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出冊数	23,600	24,319	22,983	23,890	22,006	2,005	273,166
貸出者数(延)	5,628	5,699	5,270	5,439	4,903	413	63,454

#### 4-3 曜日別及び一日平均貸出状況

曜日	月	火	水	木	金	土	日	一日平均
冊数	690	848	867	727	726	1,100	1,103	872

#### 4-4 登録者数・利用者数

##### (1) 登録者数(個人・団体)

※令和2年4月1日現在

年度	児童 0~12歳	学生 13~18歳	一般 19歳~	合計	団体
30	3,248	3,240	46,289	52,777	162
元	3,151	3,307	47,270	53,728	165

##### (2) 地区別個人登録・利用者数

※令和2年4月1日現在

地区	児童	学生	一般	合計
高麗	178	32	1,084	1,294
	419	415	10,894	11,728
高麗川	675	126	2,076	2,877
	1,289	1,364	17,564	20,217
高萩	565	72	1,235	1,872
	1,325	1,338	11,982	14,645
市外 (飯能市含む)	51	22	653	726
	118	190	6,830	7,138
合計	1,469	252	5,048	6,769
	3,151	3,307	47,270	53,728

※上段：利用者数 下段：登録者数

※ 利用者数……年度中に一度以上貸し出した者の数

## (3) 年齢別登録者数 (個人)

※令和2年4月1日現在

年齢	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	
男	175	1,388	819	819	974	
女	172	1,416	845	824	1,010	
計	347	2,804	1,664	1,643	1,984	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合 計
男	2,437	4,608	4,184	1,947	6,241	23,592
女	2,732	5,778	6,619	3,547	7,193	30,136
計	5,169	10,386	10,803	5,494	13,434	53,728

※個人；市内・飯能・広域

## (4) 年齢別利用者数 (個人)

※令和2年4月1日現在

年齢	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	
男	109	537	61	36	42	
女	121	702	83	72	99	
計	230	1,239	144	108	141	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合 計
男	61	189	311	239	1,088	2,673
女	166	620	738	381	1,114	4,096
計	227	809	1,049	620	2,202	6,769

※個人：市内・飯能・広域



#### 4-5 予約・リクエスト受付件数

一般書	児童書	AV資料	合計
14,182	1,334	1,014	16,530

(内訳)

窓口	インターネット	電話	合計
6,444	9,593	493	16,530

#### 4-6 相互貸借冊数

	合計冊数	貸借先内訳		
		県内図書館	国会図書館	他県図書館
貸出	339	339	0	2
借用	2,339	2,319	19	1

#### 4-7 レファレンス件数

口頭	電話	文書	合計
4,888	869	0	5,757

#### 4-8 コピー件数・枚数

件数	枚数
419	1,728

## 4-9 図書館サービス指標（個人）

令和2年4月1日現在

(1) 登録率（市内登録者数÷人口×100）

$$46,590 \text{ 人} \div 55,590 \text{ 人} \times 100 \div 83.81\%$$

(2) 人口1人当たりの貸出点数（貸出点数÷人口）

※貸出点数はAV資料や雑誌を含む。

[貸出密度]  $273,166 \text{ 点} \div 55,590 \text{ 人} \div 4.91 \text{ 点}$

(3) 登録者1人当たりの貸出点数（貸出点数÷登録者数）

[実質貸出密度]  $273,166 \text{ 点} \div 53,728 \text{ 人} \div 5.08 \text{ 点}$

(4) 蔵書回転率（貸出点数÷蔵書点数）

※蔵書点数は雑誌を含む。

$$273,166 \text{ 点} \div 209,216 \text{ 点} \div 1.31 \text{ 回}$$

(5) 人口1人当たりの蔵書点数（蔵書点数÷人口）

※蔵書点数は雑誌を含む。

$$209,216 \text{ 点} \div 55,590 \text{ 人} \div 3.76 \text{ 点}$$

(6) 人口1人当たりの資料費（資料費÷人口）

$$10,616,000 \text{ 円} \div 55,590 \text{ 人} \div 190.97 \text{ 円}$$

#### 4-10 広域利用状況(埼玉県西部地域まちづくり協議会)

(新規登録者数)

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(人)
日高図		4	62	23	25	114
所沢図	8		16	176	143	343
飯能図	238	72		73	228	611
狭山図	21	74	25		77	197
入間図	32	286	87	218		623
計	299	436	190	490	473	1,888

(延べ利用者数)

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(人)
日高図		46	5,175	192	339	5,752
所沢図	80		900	9,727	6,047	16,754
飯能図	9,342	1,098		718	4,984	16,142
狭山図	244	6,870	834		9,336	17,284
入間図	152	15,981	7,979	11,192		35,304
計	9,818	23,995	14,888	21,829	20,706	91,236

(貸出冊数)

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(点)
日高図 図書		212	17,827	403	562	19,004
AV		35	1,711	92	197	2,035
所沢図 図書	156		1,755	25,996	13,513	41,420
AV	39		119	1,945	1,908	4,011
飯能図 図書	36,129	4,784		3,314	20,751	64,978
AV	1,124	138		175	750	2,187
狭山図 図書	689	16,599	1,906		23,322	42,516
AV	28	798	213		1,576	2,615
入間図 図書	508	55,131	24,563	37,283		117,485
AV	122	2,811	1,271	4,025		8,229
計 図書	37,482	76,726	46,051	66,996	58,148	285,403
AV	1,313	3,782	3,314	6,237	4,431	19,077

## 4-1-1 広域利用状況（川越都市圏）

（新規登録者数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(人)
日高図		40	18	9	0	17	4	88
川越図	31		54	89	15	1	2	192
坂戸図	19	65		140	8	38	11	281
鶴ヶ島図	122	295	300		3	23	9	752
川島図	0	31	5	4		0	1	41
毛呂山図	23	18	61	10	0		47	159
越生図	3	0	9	1	0	18		31
計	198	449	447	253	26	97	74	1,544

（利用者数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(人)
日高図		738	736	266	4	387	118	2,249
川越図	1,117		3,172	10,081	874	253	8	15,505
坂戸図	859	2,118		7,471	304	867	157	11,776
鶴ヶ島図	5,388	14,442	16,496		287	700	183	37,496
川島図	38	685	198	64		5	0	990
毛呂山図	1,633	539	3,263	770	8		3,265	9,478
越生図	131	73	204	90	1	505		1,004
計	9,166	18,595	24,069	18,742	1,478	2,717	3,731	78,498

（貸出冊数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(冊)
日高図		3,823	3,244	946	13	1,306	542	9,874
川越図	2,851		7,160	25,380	2,028	1,047	32	38,498
坂戸図	2,587	7,916		23,846	1,049	2,831	549	38,778
鶴ヶ島図	24,001	64,743	66,649		1,088	2,692	769	159,942
川島図	55	3,411	718	190		31	0	4,405
毛呂山図	7,704	2,560	16,891	3,071	33		14,270	44,529
越生図	677	258	819	438	3	2,244		4,439
計	37,875	82,711	95,481	53,871	4,214	10,151	16,162	300,465

## 4-12 貸出ベスト

### (1) 一般書

順位	書名	著者名	所蔵冊数	回数
1	危険なビーナス	東野 圭吾	3	53
2	跳んで埼玉	魔夜 峰央	3	52
	人魚の眠る家	東野 圭吾	3	52
4	未だ行ならず 下	佐伯 泰英	3	51
5	未だ行ならず 上	佐伯 泰英	3	49
6	かがみの狐城	辻村 深月	4	48
7	大家さんと僕	矢部 太郎	2	46
8	昨日がなければ明日もない	宮部 みゆき	2	45
	魔力の胎動	東野 圭吾	2	45
10	蜜蜂と遠雷	恩田 陸	3	44

### (2) 児童書

順位	書名	著者名	所蔵冊数	回数
1	おばけのてんぷら	せな けいこ	8	93
2	11ぴきのねこ ふくろのなか	馬場 のぼる	12	92
3	りんごかもしれない	ヨシタケ シンスケ	6	80
4	11ぴきのねことへんなねこ	馬場 のぼる	7	73
5	ぼくのニセモノをつくるには	ヨシタケ シンスケ	5	69
6	ミッケ! 6 (こわいけどおもしろいかくれんぼ絵本)	ウォルター・ウィック	6	67
7	だるまさんが (かがくいひろしのファーストブック 1)	かがくい ひろし	7	66
8	11ぴきのねこ	馬場 のぼる	14	64
	だるまさんの (かがくいひろしのファーストブック)	かがくい ひろし	8	64
10	からすのおかしやさん (かこさとしおはなしのほん 11)	かこ さとし	6	62
	コッケモーモー!	ジュリエット・ダラス=コンテ	12	62

※団体貸出は含まない。

## 5 令和元年度図書館行事

### (1) おはなし会及び映画会

4月	おはなしポケット 5回 63人	
5月	おはなしポケット 5回 76人	金曜シネマ 1回 112人
6月	おはなしポケット 5回 108人	
7月	おはなしポケット 6回 82人	金曜シネマ 1回 61人
8月	おはなしポケット 4回 81人	終戦記念シネマ 1回 56人 金曜シネマ 1回 30人 きつず★シネマ 2回 47人
9月	おはなしポケット 5回 67人	金曜シネマ 1回 69人 ホリデーヤングシネマ 1回 38人
10月	おはなしポケット 6回 108人	企画展関連シネマ1回 台風順延 金曜シネマ 1回 63人
11月	おはなしポケット 5回 72人	金曜シネマ 1回 58人
12月	おはなしポケット 5回 61人	企画展関連シネマ1回 8人 きつず★シネマ 1回 23人 金曜シネマ 1回 79人
1月	おはなしポケット 5回 77人	金曜シネマ 1回 101人
2月	おはなしポケット 3回 50人	
3月	おはなしポケット 中止	企画展関連シネマ 中止 きつず★シネマ 中止 金曜シネマ 中止
合計	おはなしポケット54回 845人	映画会 15回 745人

## (2) その他の行事

月	内 容	参加人数
4月	発達障がいの「気づき」と「可能性」映画上映とディスカッション	38人
5月	図書館子どもウィーク キャンドルナイトおはなし会 人形劇（赤ずきんちゃん）	71人 34人
5月～3月	わらべうたの会 ※3月中止 「わらべうた まめっちょの会」親子の部（8回） 「わらべうたであそぼう会」ボランティア養成（9回）	延べ 117人 56人
5月～1月	ビブリオトーク会（5回）	延べ 36人
6月～3月	チム・チムくらぶ（1・2年生の部、3～6年生の部） ※3月中止 ブックトーク、工作、料理、科学あそび、本をつかったゲーム等（各6回）	延べ278人
7月	かがくあそび（ふしぎなふうせんのマジック）	29人
7, 10, 2月	連続児童文化講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」 全3回	延べ 56人
8月	こわいおはなし会（小さい子向き・大きい子向き） 絵本、紙芝居、パネルシアター、おはなし等	延べ103人
8月	夏休み児童向け講座「東京大学CASTサイエンスショー」	136人
8, 12, 3月	図書館ビブリオバトル （夏の陣・冬の陣（・大人の陣:新型コロナウイルスの為中止））全2回	延べ 84人
9月	夏休み親子向け文化講座 「恐竜博2019」+「かがくのとも」=最新恐竜学	155人
9, 11月	親子向け文化講座 「図書館で星見会・夏」 「図書館で星見会&望遠鏡工作」	59人 延べ 93人
11月	武蔵台中学校（2年生）入間地区学校図書館教育研究授業 「武蔵台中学校書店をつくろう」本の展示と紹介	45人
1月	一般向け文化講座「桑田衡平の生涯と業績」	27人
2月	一般向け文化講座「野菜作りのコツと裏ワザ」	40人
11, 12月	企画展講座「赤い鳥 朗読会」 企画展講座「童謡コンサート ～やさしい心が育つ童謡の世界へ」	20人 47人
12月	歳末謝恩企画 福引大会	100人
3月 (休館)	大人のためのおはなし会 図書館まつり 絵本ライブ、雑誌リサイクル、武蔵台中書店、スタンプラリー、一箱古本市、大型布芝居展示、おはなし会 他	中止 延期・中止

○団体サービス事業（59回、8,327人）

- ・ブックトーク(小学校読書指導：3年生)  
14クラス 455人 回数6回 職員派遣
- ・おはなし会(絵本、紙芝居、おはなし等)  
小学校 267クラス 7,782人 回数52回  
(県立日高特別支援学校、埼玉医科大学国際医療センター内高麗川小学校院内  
学級含む。) 職員及びおはなしポケットボランティア派遣
- ・図書館訪問・おはなし会  
たかはぎ幼稚園 1回 90人 職員及びおはなしポケットボランティア派遣

○ボランティア育成事業（92回）

- ・読み聞かせボランティア 絵本の会・・・11回  
参加者：初級読み聞かせボランティア講座受講者 12人  
内 容：定番の絵本を読みあい、絵本について学ぶ  
開催日：毎月第3月曜日 午前10時～
- ・図書館おはなしポケットボランティア・・・28回  
参加者：おはなしポケットボランティア 16人  
内 容：読み聞かせ、ストーリーテリングの練習 事業協力等  
開催日：第1・3水曜日 午前10時～他随時
- ・布の絵本ボランティア・・・39回  
参加者：ポコ・ア・ポコ 10人  
内 容：貸出用布絵本の製作他  
開催日：毎週木曜日 午前10時～
- ・消しゴムはんこボランティア・・・14回  
参加者：ぺったんこ工房 9人  
内 容：読書手帳景品作成他  
開催日：毎月第(2・)4水曜日 午前10時～

○高萩公民館協力事業 「親子ふれあい広場」

対象：就園前親子（午前10時～11時）  
内容：わらべうた、手遊び、絵本紹介  
指導：職員及びボランティア派遣  
実施日及び参加者：12月17日（火）1回 2人

○ひ・まわり探検隊協力 「おはなしポケット☆夏休みスペシャル」

対象：市内小学1～6年生（午前11時～正午）  
内容：わらべうた、おはなし会  
指導：職員及びボランティア  
実施日及び参加者：8月3日（土）1回 36人

○企画展示

一般 発達障がいの「気づき」と「可能性」（4月）「偉大なる芸術家たち」（5月・6月）「林業の世界と森の魅力 そして西川材」（7月・8月）「終戦記念展示「戦後74年～平和への祈り」」（8月）「傷つけられた本たち～本が泣いています～」(9月) 企画展示「赤い鳥 100年を超えて…童話にかける想い」（10月・11月）「おいしい本～本で味わう食欲の秋～」(11月) 「蔵出しCD」(12月) 「武蔵台中書店」(1月) 「ジャケ借り」(2月)

児童 「スポーツだいすき！」(4月・5月) 「あめふり」(6月) 「恐竜」 「かが



くあそび」「夏休み！お助けコーナー」「かがくのとも50周年」（7月・8月）「こわーいおはなし」（8月）「おじいちゃんおばあちゃん」「うさぎ うさぎ なにみてはねる」（9月）「Merry Christmas」（12月）「冬のあいだ」（12月・1月）「2020年ねずみがしゅやく!!」（1月）「春の本」「チョコレート、キャンディ&スイーツ」（2月・3月）

○ヤングアダルトサービス事業

・ビブリオバトル

2019夏の陣（中、高校生、一般）	8月11日（日）	35人
2019冬の陣（高、大学生、一般）	12月22日（日）	49人

○謝恩企画

・年末 福引き大会	12月27日（金）	先着100人	三角くじ
・年始 本の福袋	1月4日（土）		

## 6 視聴覚ライブラリー利用状況

### 6-1 教材・機材の保有数（令和元年度末）

#### (1) 教材

16ミリフィルム							ビデオ	合計
アニメ	交通安全	劇	教育	社会	その他	小計		
68	25	28	44	22	22	209	82	291

#### (2) 機材

プロジェクター	16ミリ映写機	スライド映写機	OHP	スクリーン（布含む）	暗幕
1	3	1	1	2	7

※プロジェクターは平成19年度寄贈。使用は館内のみ。

### 6-2 利用状況（令和元年度）

#### (1) 教材利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
16ミリフィルム	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
ビデオテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2

#### (2) 機材利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プロジェクター	0	1	0	0	0	0	4	3	1	1	3	0	13
16ミリ映写機	2	1	2	4	7	2	2	2	4	3	3	0	32
スライド映写機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
OHP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクリーン	0	1	0	0	0	1	4	2	4	0	2	0	14
暗幕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	3	2	4	7	3	10	7	9	4	8	0	59

## 7 条例・施行規則

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例

昭和 56 年 12 月 18 日条例第 19 号

〔注〕平成 16 年から改正経過を注記した。

**改正**

昭和 63 年 12 月 13 日条例第 19 号

平成 4 年 3 月 6 日条例第 7 号

平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号

平成 24 年 3 月 23 日条例第 9 号

平成 28 年 3 月 29 日条例第 28 号

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例

(目的)

**第 1 条** この条例は、図書館の設置及び管理等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

**第 2 条** 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、日高市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

2 図書館に必要があるときは、分館及び分室を置くことができる。

(名称及び位置)

**第 3 条** 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日高市立図書館	日高市大字鹿山 370 番地 20

(管理)

**第 4 条** 図書館は、教育委員会が管理する。

(職員)

**第 5 条** 図書館に館長、主事その他必要な職員を置く。

2 図書館に、副館長を置くことができる。

(図書館協議会)

**第 6 条** 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に日高市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

一部改正〔平成 24 年条例 9 号・28 年 28 号〕

**第 6 条の 2** 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民

- 3 教育委員会は、前項第4号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募するものとする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

追加〔平成28年条例28号〕

**第6条の3** 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

追加〔平成28年条例28号〕

(目的外使用許可)

**第7条** 教育委員会は、図書館の用途又は目的を妨げない限度において、次に掲げる施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用を許可することができる。

- (1) 視聴覚室
- (2) 会議室
- (3) 研修室
- (4) 附属設備

2 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしてはならない。

- (1) 図書館の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とするもの又はこれに類するものと認められるとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

4 教育委員会は、第2項の許可をする場合において、必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用の制限等)

**第8条** 前条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

追加〔平成16年条例10号〕

(目的外使用許可の取消し等)

**第9条** 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の許可を取り消し、又はその使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第4項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用料)

**第10条** 使用者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任でない理由により使用できないときは、この限りでない。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用料の減免)

**第11条** 市長は、公益上の必要その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(原状回復)

**第12条** 使用者は、施設等の使用を終えたときは、速やかに当該施設等を現状に復さなければならない。第9条の規定により許可の取消し又は使用の停止の処分を受けたときも、同様とする。

追加〔平成16年条例10号〕

(損害賠償)

**第13条** 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(委任)

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成16年条例10号〕

**附 則**

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和63年12月13日条例第19号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(平成元年教委規則第6号で、同年8月12日から施行)

**附 則** (平成4年3月6日条例第7号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則** (平成16年3月26日条例第10号)

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月23日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月29日条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第 10 条関係）

施設等の名称		使用料		備考
視聴覚室		1 時間につき	800 円	
会議室		1 時間につき	300 円	
研修室		1 時間につき	500 円	
附属設備	ピアノ	1 回につき	1,000 円	調律料を除く。
	音響設備	1 回につき	1,000 円	視聴覚室に備付けのものに限る。

追加〔平成 16 年条例 10 号〕

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

昭和 57 年 1 月 21 日教委規則第 2 号

改正

昭和 58 年 3 月 29 日教委規則第 1 号

昭和 60 年 3 月 23 日教委規則第 6 号

平成元年 4 月 1 日教委規則第 1 号

平成 4 年 3 月 30 日教委規則第 10 号

平成 11 年 1 月 29 日教委規則第 1 号

平成 16 年 3 月 26 日教委規則第 1 号

平成 17 年 3 月 31 日教委規則第 2 号

平成 17 年 6 月 2 日教委規則第 4 号

平成 18 年 11 月 30 日教委規則第 5 号

平成 19 年 3 月 1 日教委規則第 4 号

平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号

平成 21 年 12 月 22 日教委規則第 3 号

平成 26 年 4 月 24 日教委規則第 4 号

平成 28 年 3 月 25 日教委規則第 6 号

平成 29 年 2 月 1 日教委規則第 2 号

平成 30 年 12 月 28 日教委規則第 2 号

平成 31 年 3 月 20 日教委規則第 3 号

令和 2 年 3 月 23 日教委規則第 4 号

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例（昭和 56 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第 2 条 日高市立図書館（以下「図書館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(2) 館内整理日（毎月最終月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）をいう。）

(3) 特別整理期間（毎年 1 回、連続する 9 日以内で館長が定める期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。

(目的外使用の時間)

第4条 前条の規定にかかわらず、条例第7条第1項の施設等を同条第2項の許可を受けた者が使用することのできる時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

(利用の制限)

第5条 この規則又は館長の指示に従わないものに対して、館長は図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

(損害の弁償)

第6条 図書館資料又は施設若しくは備品を故意又は過失により亡失し、又は損傷した者は、図書館指定の資料を代納するか、又は相当の代価を弁償しなければならない。

(館内利用)

第7条 館内において、図書館資料を利用しようとする者は、所定の場所で行わなければならない。

(個人貸出し)

第8条 図書の館外利用をすることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

(1) 市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者。

(2) 市と公立図書館の相互利用に関する協定を締結している地方公共団体の区域内の住民等で、当該協定により利用できることとされているもの。

(登録の手続等)

第9条 図書の館外利用をしようとする者は、前条に規定する要件を有することを確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）を提示するとともに、図書館外利用申込書（様式第1号）により館長に申し込み、館外利用の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。ただし、館長が特に認めた場合は、本人確認書類の提示を要しない。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当と認めた者について登録を行うものとし、登録をした者に対し、図書貸出券（様式第2号。以下「貸出券」という。）を交付するものとする。

3 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

(登録の更新手続等)

第10条 前条第3項に規定する登録の有効期間の満了の日（以下「登録満了日」という。）以後引き続き図書の館外利用をしようとする者は、貸出券及び本人確認書類を提示するとともに、館長に申し出て、登録の更新を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を確認の上、適当と認めた者について登録の更新を行うものとする。

3 第1項の規定により登録の更新を受けた者は、前条第1項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、同条第3項中「登録の日」とあるのは「次条第1項の規定により登録の更新を受けた日（当該日が同項に規定する登録満了日前にあっては登録満了日の翌日）」と読み替えるものとする。

(変更届出等)



第 11 条 第 9 条第 2 項の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録を受けた内容に変更が生じたとき、又は貸出券を亡失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 館長は、登録者が虚偽の登録を行い、又は貸出券を他人に譲渡し、貸与する等不正な行為をしたときは、一定の期間図書の館外利用を停止し、又は登録を取り消すことができる。

3 館長は、登録者が登録満了日以後相当期間を経過しても、前条第 1 項の規定による登録の更新を受けないときは、登録を取り消すことができる。

（個人貸出しの貸出手続等）

第 12 条 図書の館外利用をしようとする者は、図書に貸出券を添えて提出するものとする。

2 同時に館外利用できる図書は、20 冊以内とし、貸出期間は 15 日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 館長は、前項に規定する貸出期間を経過した後、当該図書を返納しない者に対し、一定の期間貸出しを停止し、又はその者の登録を取り消すことができる。

（団体貸出し）

第 13 条 図書の団体館外利用をすることができる団体は、市内の事業所、機関その他の団体で館長が適当と認めたものとする。

（団体登録の手続等）

第 14 条 図書の団体館外利用をしようとする団体は、市内に事業所又は事務所を有することを確認できる書類を提示するとともに、団体貸出利用申込書（様式第 3 号）により館長に申し込み、団体館外利用の登録（以下「団体登録」という。）を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、団体登録の可否を決定するとともに、団体登録をした団体に対し、図書貸出券（団体）（様式第 4 号。以下「団体貸出券」という。）を交付するものとする。

3 前項に定めるもののほか、団体貸出しの取扱いについては、第 11 条の規定を準用する。

（団体貸出しの貸出手続等）

第 15 条 同時に館外利用できる図書は、1 団体 50 冊以内とし、貸出期間は 30 日以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、団体館外利用の図書の貸出手続等については、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定を準用する。

（移動図書館）

第 16 条 市内を巡回して図書の貸出し等を行うため、移動図書館を設ける。

（移動図書館の貸出手続等）

第 17 条 同時に利用できる移動図書館の図書は 15 冊以内とし、貸出期間は次の巡回日までとする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、移動図書館の図書の貸出手続等については、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定を準用する。

（館外利用の禁止）

第 18 条 郷土資料、辞典、貴重図書その他館長が館外利用を不相当と認めたものについては、館外利用を禁止することができる。

(視聴覚資料の貸出し)

第 19 条 視聴覚資料の利用をすることができる者は、登録を受けた者とする。

2 同時に館外利用できる視聴覚資料は、2 点以内とし、貸出期間は 15 日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、視聴覚資料の貸出手続等については、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定を準用する。

(対面朗読)

第 20 条 視覚障害者及びその他の障害者で館長が必要と認めた者に対して対面朗読を行う。

2 対面朗読を利用しようとする者は、あらかじめ希望する日を館長に申し出なければならない。

(視覚障害者用録音テープの貸出し)

第 21 条 視覚障害者に対する視覚障害者用録音テープ（以下「録音テープ」という。）の館外利用は、郵送によることができる。

2 同時に館外利用できる録音テープは、4 巻以内とし、貸出期間は 30 日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(所掌事務)

第 22 条 図書館の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公印の保管に関すること。

(2) 文書の收受、発送及び保管に関すること。

(3) 図書館の予算に関すること。

(4) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(5) 日高市生涯学習センターの維持管理（他の所管に属する部分を除く。）に関すること。

(6) 図書館協議会に関すること。

(7) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。

(8) 児童資料・一般資料及び基本的参考資料の収集・整理・利用に関すること。

(9) 地域資料（郷土資料・行政資料）の収集・整理・利用に関すること。

(10) 読書案内・読書相談及び調査研究に対する援助に関すること。

(11) 集会行事（おはなし会・講座等）の開催及び展示会に関すること。

(12) 図書館資料の図書館相互貸借に関すること。

(13) 配本に関すること。

(14) 読書の普及・奨励及び関係諸機関との連携に関すること。

(15) 市史編さん資料の保存・活用に関すること。

(16) その他図書館奉仕に関すること。

(職制)

第 23 条 図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、館長以外の職について教育委員会が組織上その職を置く必要がないと認めた場合は、この限りでない。

職	職務
館長	1 上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 図書館の事務を円滑かつ効率的に執行するため、所属職員の事務分担を定める。
主査	1 上司の命を受け、特に指定された事務を処理する。 2 館長を補佐するとともに、事務の円滑な執行を推進するため、担当職員を監督する。
主任	上司の命を受け、困難な事務に従事する。
主事その他必要な職	上司の命を受け、事務に従事する。
司書	上司の命を受け、主として図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 4 条第 2 項に定める事務に従事する。
業務員	上司の命を受け、業務に従事する。

第 24 条 前条に定めるもののほか、必要に応じて図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
社会教育主事	上司の命を受け、主として社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項に定める職務に従事する。

（寄贈及び寄託）

第 25 条 図書館に図書又は資料（以下「資料」という。）を寄贈あるいは寄託しようとする者は、住所、氏名、資料の種類、題名、員数及び価格を記入し、館長に申し出るものとする。

2 前項の寄贈者又は寄託者に対しては、受領証又は預り証を交付する。

（寄託資料）

第 26 条 寄託を受けた資料は、図書館所蔵のものと同様に取り扱い、寄託者の要求又は図書館の都合により返却するものとする。

2 不慮の事故により寄託を受けた資料の損傷又は滅失に対しては、図書館はその補償の責めを負わない。

（図書館協議会）

第 27 条 条例第 6 条の日高市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 28 条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(使用手続)

第29条 条例第7条第2項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日高市立図書館目的外使用許可申請書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、条例第7条第2項の許可をしたときは、日高市立図書館目的外使用許可書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免基準)

第30条 条例第11条の規定による使用料の減額及び免除の基準は、次に定めるところとする。

(1) 市、国及び他の地方公共団体が使用するとき 100分の100

(2) 社会教育関係団体及び生涯学習を推進する団体が学習文化活動に使用するとき 100分の100

(3) その他教育長が認めるとき 教育長が定める額

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月29日教委規則第1号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月23日教委規則第6号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日教委規則第1号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日教委規則第10号）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第8条第4項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付された図書貸出券は、改正後の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成11年1月29日教委規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日教委規則第1号）

この規則中第3条の改正規定は平成16年4月1日から、その他の改正規定は平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日教委規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月2日教委規則第4号）

改正

平成20年3月21日教委規則第12号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。  
(登録の手續等に関する経過規定)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の第 8 条第 1 項の規定により平成 14 年 10 月 1 日以後に貸出券の交付を受けている者は、改正後の第 9 条第 1 項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、その登録の有効期間は、改正前の第 8 条第 1 項の規定により貸出券の交付を受けた日から起算して 3 年とする。
- 3 改正前の第 8 条第 1 項の規定により平成 14 年 9 月 30 日以前に貸出券の交付を受けている者が館長が定める相当期間内に改正後の第 9 条第 1 項の規定により登録を受けようとするときは、改正後の第 10 条の規定による登録の更新の手續によることができる。

附 則 (平成 18 年 11 月 30 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 1 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。  
(日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 3 日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (平成 17 年教育委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「改正後の第 8 条第 1 項」を「改正後の第 9 条第 1 項」に改め、  
附則第 3 項中「改正後の第 8 条第 1 項」を「改正後の第 9 条第 1 項」に、「第 8 条の 2」を「第 10 条」に改める。

附 則 (平成 21 年 12 月 22 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 24 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 25 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 1 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 12 月 28 日教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 20 日教委規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則に定める様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日教委規則第 4 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第 2 号及び様式第 4 号による図書貸出券は、改正後の様式第 2 号及び様式第 4 号による図書貸出券とみなす。

様式第1号（第9条関係）

フリガナ				登録番号															
氏名							0												
電話	( )	年齢	歳	<table border="1"> <tr> <td>館コード</td> <td>地</td> <td>区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">住所コード</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				館コード	地	区				住所コード					
館コード	地	区																	
住所コード																			
住所	〒																		
連絡先 (市外居住者)	電話	( )		登録年月日															
				年	月														

図書館外利用申込書（一般） 日高市立図書館

フリガナ				登録番号															
なまえ							0												
でんわ	( )	ねんれい	さい	<table border="1"> <tr> <td>館コード</td> <td>地</td> <td>区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">住所コード</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				館コード	地	区				住所コード					
館コード	地	区																	
住所コード																			
じゅうしょ	〒																		
ほごしゃの なまえ				登録年月日															
				年	月														

図書館外りようもうしこみしょ（じどう） ひだかしりつとしょかん

様式第2号（第9条関係）

（表）

<h2 style="margin: 0;">図書貸出券</h2>	日高市立図書館
<div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 30px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>	

（裏）

- 資料をかりるときは、この券をおもちください。
- この券を他人にかしたり、ゆすったりしてはいけません。
- この券をなくしたとき、住所、氏名、電話番号がかわったときは、すぐにお知らせください。
- 3年おきに、住所、氏名などを確認します。
- この券を拾われた方は、お手数ですがご連絡ください。

〒350-1231 日高市大字鹿山370-20 ☎ 042 (985) 5121

様式第3号（第14条関係）

フリガナ		登録番号	
団体名			0
所在地		住所コード	
電話	( )	館コード	地域コード
代表者氏名		登録年月日	
		年	月
代表者氏名		電話	( )
団体貸出利用申込書		日高市立図書館	



様式第4号（第14条関係）

（表）

<b>図書貸出券（団体）</b> 日高市立図書館
<div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 30px; margin: 10px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 40px; margin: 10px auto;"></div>

（裏）

<p>○資料をかりるときは、この券をおもちください。</p> <p>○この券を他人にかしたり、ゆすったりしてはいけません。</p> <p>○この券をなくしたとき、住所、氏名、電話番号がかわったときは、すぐにお知らせください。</p> <p>○この券を拾われた方は、お手数ですがご連絡ください。</p> <p>〒350-1231 日高市大字鹿山370-20 ☎ 042（985）5121</p>
--

様式第5号（第29条関係）

日高市立図書館目的外使用許可申請書

年 月 日

（あて先）日高市教育委員会教育長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり日高市立図書館の使用の許可を受けたいので、日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例第7条第2項の規定により申請します。

使 用 日	年 月 日（ 曜日）			使用人員  人
使 用 目 的				
使用団体名	責任者 住 所 氏 名 電話番号			
使 用 施 設	視聴覚室	会議室	研修室	
使 用 時 間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
附 属 設 備	有・無	内容 <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 音響設備		
特 記 事 項				

様式第6号（第29条関係）

日高市立図書館目的外使用許可書

年 月 日

様

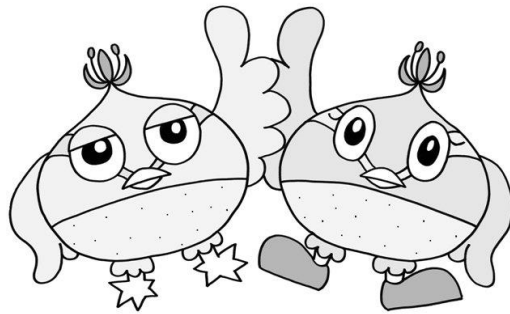
日高市教育委員会教育長

印

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり使用を許可します。

使用日	年 月 日（ 曜日）			使用人員
使用目的				人
使用団体名	責任者 住所 氏 名 電話番号			
使用施設	視聴覚室	会議室	研修室	
使用時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
附属設備				
備考				

- 注1 使用料は還付できませんのでご注意ください。  
2 使用する当日にこの許可書をご持参ください。



「日高市マスコットキャラクター くりっかー・くりっぴー」

日高市立図書館要覧  
令和2年度

発行 令和2年12月  
発行者 日高市立図書館  
〒350-1231  
埼玉県日高市大字鹿山370番地20  
電話 042 (985) 5121  
FAX 042 (984) 1081  
E-mail tosyokan@city.hidaka.lg.jp